

社会福祉法人指導マニュアル

令和5年7月

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課

目 次

	ページ
第1節 社会福祉法人の定義及び基本的な性格	1
第2節 社会福祉法人の行う事業	1
第3節 社会福祉事業	
(1) 第一種社会福祉事業	2
(2) 第二種社会福祉事業	3
(3) 社会福祉事業の適用除外事業	7
第4節 社会福祉事業以外の事業	
(1) 公営事業	8
(2) 収益事業	10
(3) 収益事業として定款に記載する必要のない場合	10
(4) 社会福祉法人が行うことの出来ない事業の例	11
(5) 社会福祉法人が行うことの出来る事業の例	11
第5節 社会福祉法人の定款	
(1) 定款の記載事項	12
(2) 相対的記載事項	13
(3) 任意的記載事項	14
(4) 租税特別措置法第40条の運用	14
第6節 社会福祉法人の役員等	
(1) 法人の役員等に関する共通事項	15
(2) 評議員の選任要件等	15
(3) 評議員会の開催	17
(4) 評議員会の決議	17
(5) 評議員会議事録の記載事項	18
(6) 理事の選任要件等	19
(7) 理事会の開催	20
(8) 理事会の決議	21
(9) 理事会議事録の記載事項	22
(10) 監事の選任要件等	22
(11) 監事監査報告	24

(12) 会計監査人の選任要件等	24
------------------	----

第7節 社会福祉法人の会計

(1) 計算書類	25
(2) その他の書類	26
(3) 勘定科目	28
(4) 減価償却	29
(5) 国庫補助金等特別積立金	29
(6) 引当金	30
(7) 積立金と積立資産	31
(8) 措置費の弾力運用	31
(9) 保育所運営費の経理	32
(10) 小口現金	34
(11) 寄附金	34
(12) 内部取引	35
(13) 会計責任者	35

第8節 社会福祉充実計画

(1) 社会福祉充実計画について	36
(2) 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の種類	36
(3) 社会福祉充実計画の実施機関等	36
(4) 社会福祉充実計画の作成手続き	37
(5) 社会福祉充実計画の変更	38
(6) 社会福祉充実計画の終了	39
(7) 社会福祉充実計画の算定式	39
(8) その他	40

第 1 節 社会福祉法人の定義及び基本的な性格

社会福祉法人とは、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（平成 12 年社会福祉法（以下、「法」という）に全面改正）により創設された、「社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人」をいいます。（法第 22 条）

平成 18 年の改正前の民法第 34 条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、「公益性」と「非公益性」の両面の性格を備えている法人格になります。日本国憲法第 89 条の「公の支配に属しない慈善又は博愛の事業に対する公金支出禁止規定」を回避するために制度化されたものが、社会福祉法人制度です。

第 2 節 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人は、法第 24 条経営の原則に基づき、社会福祉事業を行います。

また、社会福祉事業に支障がない限り、必要に応じて公益事業または収益事業を行うことができます。

なお、社会福祉法人は、地域福祉の推進に努める使命を有していることから、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたり、日常生活または社会福祉生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で福祉サービス（いわゆる「地域における公益的な取組」）を積極的に提供するよう努めなければなりません。

第3節 社会福祉事業

社会福祉事業は、「第一種社会福祉事業」「第二種社会福祉事業」に区分されており、事業内容は社会福祉法第2条に限定列挙されています。

(1) 第一種社会福祉事業（法第2条第2項）

主に、利用者が入所することにより生活の大部分をその中で営む施設を経営する事業が該当します。

第一種社会福祉事業は、利用者への影響が大きいため、国、地方公共団体または社会福祉法人が経営主体となることが原則です。施設を設置して第一種社会福祉事業を経営しようとするときには、都道府県知事等への届出が必要になります。その他の者が第一種社会福祉事業を経営しようとするときには、都道府県知事等の許可を得ることが必要になります。個別法により、保護施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、国、地方公共団体または社会福祉法人に限定されています。

《事業内容》

- ① 生活保護法に規定する事業（法第2条第2項第1号）
 - ・ 救護施設（生活保護法第38条第2項）
 - ・ 更生施設（同法第38条第3項）
 - ・ 医療保護施設（同法第38条第3項）
 - ・ 授産施設（同法第38条第5項）
 - ・ 宿泊提供施設（同法第38条第6項）
 - ・ 助葬事業（法第2条第2項第1号）

- ② 児童福祉法に規定する事業（法第2条第2項第2号）
 - ・ 乳児院（児童福祉法第37条）
 - ・ 母子生活支援施設（同法第38条）
 - ・ 児童養護施設（同法第41条）
 - ・ 障害児入所施設（同法第42条）
 - ・ 児童心理治療施設（同法第43条の2）
 - ・ 児童自立支援施設（同法第44条）

- ③ 老人福祉法に規定する事業（法第 2 条第 2 項第 3 号）
 - ・養護老人ホーム（老人福祉法第 20 条の 4）
 - ・特別養護老人ホーム（同法第 20 条の 5）
 - ・軽費老人ホーム（同法第 20 条の 6）
- ④ 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に規定する事業（法第 2 条第 2 項第 4 号）
 - ・障害者支援施設（障害者総合支援法第 5 条第 11 項）
- ⑤ 売春防止法に規定する事業（法第 2 条第 2 項第 6 項）
 - ・婦人保護施設（売春防止法第 36 条）
- ⑥ その他の事業（法第 2 条第 2 項第 7 項）
 - ・授産施設を運営する事業
 - ・生計困難者に対して無利子又は低金利で資金を融通する事業

（2） 第二種社会福祉事業（法第 2 条第 3 項）

主に、在宅で利用するサービスを行う事業が該当します。

第二種社会福祉事業は、利用者への影響が少ないため、経営主体の制限がありません。すべての経営主体が届出をすることにより事業経営が可能となります。

《事業内容》

- ① 生計困難者に対する支援・相談事業（法第 2 条第 3 項第 1 号）
 - ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、または生活に関する相談に応ずる事業
- ② 生活困窮者自立支援法に規定する事業（法第 2 条第 3 項第 1 項の 2）
 - ・認定生活困窮者就労訓練事業（生活困窮者自立支援法第 10 条第 1 項）
- ③ 児童福祉法に規定する事業（法第 2 条第 3 項第 2 号）
 - ・障害児通所支援事業（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項から第 6 項）
 - ・障害児相談事業（同法第 6 条の 2 の 2 第 7 項から第 9 項）
 - ・児童自立生活援助事業（同法第 6 条の 3 第 1 項）
 - ・放課後児童健全育成事業（同法第 6 条の 3 第 2 項）
 - ・子育て短期支援事業（同法第 6 条の 3 第 3 項）

- 乳児家庭全戸訪問事業（同法第 6 条の 3 第 4 項）
 - 養育支援訪問事業（同法第 6 条の 3 第 5 項）
 - 地域子育て支援拠点事業（同法第 6 条の 3 第 6 項）
 - 一時預かり事業（同法第 6 条の 3 第 7 項）
 - 小規模住居型児童養育事業（同法第 6 条の 3 第 8 項）
 - 病児保育事業（同法第 6 条の 3 第 1 3 項）
 - 子育て援助活動支援事業（同法第 6 条の 3 第 1 4 項）
 - 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ④ 児童福祉法に規定する施設（法第 2 条第 3 項第 2 号）
- 助産施設（児童福祉法第 36 条）
 - 小規模保育所(利用定員が 10 人以上のもの)(同法第 6 条の 3 第 10 項)
 - 保育所（認可保育所）（同法第 39 条）
 - 児童厚生施設（同法第 40 条）
 - 児童家庭支援センター（同法第 44 条の 2 第 1 項）
- ⑤ 認定こども園法（就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）に規定する施設(法第 2 条第 3 項第 2 項の 2)
- 幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 2 条第 7 項）
- ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する事業(法第 2 条第 3 項第 3 号)
- 母子家庭等日常生活支援事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 17 条）
 - 寡婦日常生活支援事業（同法第 33 条）
 - 母子・父子福祉センター（同法第 39 条第 2 項）
 - 母子・父子休養ホーム（同法第 39 条第 3 項）
- ⑦ 老人福祉法に規定する事業（法第 2 条第 3 項第 4 号）
- 老人居宅介護等事業（老人福祉法第 5 条の 2 第 2 項）
 - 老人デイサービス事業（同法第 5 条の 2 第 3 項）
 - 老人短期入所事業（同法第 5 条の 2 第 4 項）
 - 小規模多機能型居宅介護事業（同法第 5 条の 2 第 5 項）
 - 認知症対応型老人共同生活援助事業（同法第 5 条の 2 第 6 項）
 - 複合型サービス福祉事業（同法第 5 条の 2 第 7 項）

- ⑧ 老人福祉法に規定する施設（法第 2 条第 3 項第 4 号）
 - ・老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2）
 - ・老人短期入所施設（同法第 20 条の 3）
 - ・老人福祉センター（同法第 20 条の 7）
 - ・老人介護支援センター（同法第 20 条の 7 の 2）

【参考】「老人デイサービスセンター」と「老人デイサービス事業」の違い

- 老人デイサービスセンター
 - ・・・基本的なサービスをデイサービス専用の設備（ベッド、浴室及び食堂）により提供しており、独立した施設として位置づけている場合
- 老人デイサービス事業
 - ・・・特別養護老人ホーム等に併設して行われるもので、基本的な設備（ベッド、浴室及び食堂）がデイサービス専用でない場合

【参考】「老人短期入所施設」と「老人短期入所事業」の違い

- 老人短期入所施設
 - ・・・専用ベッド、浴室及び食堂を専用の施設として有し、かつ、老人短期入所施設として独立してその機能を果たしうる職員配置を有する場合
- 老人短期入所事業
 - ・・・特別養護老人ホーム等に併設して行われるもので、基本的な設備（ベッド、浴室及び食堂）が短期入所専用でない場合

- ⑨ 障害者総合支援法に規定する事業（法第 2 条第 3 項第 4 号の 2）
 - ・障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第 5 条第 1 項から第 17 項）
 - ・一般相談支援事業（同法第 5 条第 18 項から第 21 項）
 - ・特定相談支援事業（同法第 5 条第 18 項、第 19 項、第 22 項、第 23 項）
 - ・移動支援事業（同法第 5 条第 26 項）
- ⑩ 障害者総合支援法に規定する施設（法第 2 条第 3 項第 4 号の 2）
 - ・地域活動支援センター（障害者総合支援法第 5 条第 27 項）
 - ・福祉ホーム（同法第 5 条第 28 項）

- ⑪ 身体障害者福祉法に規定する事業（法第 2 条第 3 項第 5 号）
 - 身体障害者生活訓練等事業（身体障害者福祉法第 4 条の 2 第 1 項）
 - 手話通訳事業（同法第 4 条の 2 第 2 項）
 - 介助犬訓練事業（同法第 4 条の 2 第 3 項）
 - 聴導犬訓練事業（同法第 4 条の 2 第 3 項）

- ⑫ 身体障害者福祉法に規定する施設（法第 2 条第 3 項第 5 号）
 - 身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法第 31 条）
 - 補装具制作施設（同法第 32 条）
 - 盲導犬訓練施設（同法第 33 条）
 - 視聴覚障害者情報提供施設（同法第 34 条）
 - 身体障害者更生相談所（同法第 11 条）

- ⑬ 知的障害者福祉法に規定する施設（法第 2 条第 3 項第 6 号）
 - 知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法第 12 条）

- ⑭ その他の事業
 - 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業（法第 2 条第 3 項第 8 号）
 - 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（法第 2 条第 3 項第 9 号）
 - 生計困難者のために、無料又は低額な料金で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（法第 2 条第 3 項第 10 号）
 - 隣保事業（法第 2 条第 3 項第 11 号）
 - 福祉サービス利用援助事業（法第 2 条第 3 項第 12 号）
 - 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業（法第 2 条第 3 項第 13 号）

(3) 社会福祉事業の適用除外事業（法第2条第4項）

次に掲げるものは、上記の社会福祉事業と内容が同じ場合でも、社会福祉事業として取り扱いません。

《事業内容》

- ① 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- ② 実施期間が6月（連絡助成事業にあっては3月）を超えない事業
- ③ 社団または組合が行う事業であって、社員または組合員のためにするもの
- ④ 法第2条第2項各号の事業及び同条第3項第1号から第9号までに掲げる事業であって、常時保護を受ける者が入所させて保護を行うもの
にあっては5人、その他の者にあっては20人（政令で定める事業にあっては10人）に満たないもの
- ⑤ 社会福祉事業の助成を行うものであって、助成金額が毎年度500万円に満たないもの、または助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

第4節 社会福祉事業以外の事業

社会福祉法人がその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます。（法第26条）

公益事業及び収益事業は、「社会福祉事業に対して従たる地位にある」ことが前提であるため、年間事業費や規模で社会福祉事業の額を超える事業運営はできません。

(1) 公営事業（社会福祉法人審査基準第1の2・審査要領第1の2）

《公益事業の要件》

下記にあげる要件を満たした場合、公益事業を行うことが認められています。

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- ② 公益事業には、次のような事業が含まれる（社会福祉事業であるものを除く。）
 - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供または確保する事業
 - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減または悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具または機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の育成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等

- サ 社会福祉法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる「事業規模要件」を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- シ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業若しくは地域支援事業を市町村から委託して実施する事業または老人保健法に規定する指定老人訪問看護を行う事業【※1】
- ス 有料老人ホームを経営する事業
- セ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（スを除く。）
- ソ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- タ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- チ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償または実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業【※2】

※1 居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合及び規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業または社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の場合には、定款上、公益事業として記載しなくとも差し支えありません。

※2 営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用されるような計画は適当ではありません。また、このような者に対して収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となります。

- ③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ④ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。
- ⑤ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- ⑥ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業または公益事業に充てること。

(2) 収益事業（審査基準第 1 の 3、審査要領第 1 の 3）

≪収益事業の要件≫

下記にあげる要件を満たした場合、収益事業を行うことが認められます。

- ① 法人が行う社会福祉事業または公益事業（社会福祉法施行令第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。以下③も同様。）の財源に充てるため、「一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」であること。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの、または投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第 2 条第 13 号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業または公益事業の経営に充当すること。
- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業または公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 14 条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第 6 条第 1 項各号に掲げる事業については、③は適用されないものであること。

(3) 収益事業として定款に記載する必要のない場合

次のような場合は、≪収益事業の要件≫①の「一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても、収益事業として定款に記載する必要はないとされています。

- ① 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合
（例）会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
- ② たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
- ③ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営营する場合

(4) 社会福祉法人が行うことの出来ない事業の例

- ①「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」のある事業
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
 - イ 高利な融資事業
 - ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

- ②「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」のある事業
 - ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
 - イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

(5) 社会福祉法人が行うことの出来る事業の例

- ① 当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営
- ② 公共的施設内の売店の経営等、安定した収益が見込める事業

第5節 社会福祉法人の定款

社会福祉法人は定款を定めなければなりません。定款は、所轄庁の認可を受けて初めて効力を生じます。

(1) 定款の記載事項

社会福祉法人の定款の記載事項には、必要的記載事項、相対的記載事項及び任意的記載事項があります。

定款の必要的記載事項には、法第31条第1項各号に掲げる事項等が該当し、当該事項のすべてを定款に記載する必要があり、その一つでも記載が欠けると、その定款は無効です。社会福祉法人はその特性を考慮し、民法の公益法人よりも必要的記載事項の範囲が詳細にわたっています。

《社会福祉法第31条第1項に定める必要的記載事項》

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 社会福祉事業の種類
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 評議員及び評議員会に関する事項
- ⑥ 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項
- ⑦ 理事会に関する事項
- ⑧ 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ⑨ 資産に関する事項
- ⑩ 会計に関する事項
- ⑪ 公益事業を行う場合には、その種類
- ⑫ 収益事業を行う場合には、その種類
- ⑬ 解散に関する事項
- ⑭ 定款の変更に関する事項
- ⑮ 広告の方法
- ⑯ 設立当初の役員及び評議員の氏名（法第31条第3項）
- ⑰ 会計監査人を置く場合には、設立当初の会計監査人の氏名又は名称（法第31条第4項）

(2) 相対的記載事項

必要的記載事項と異なり記載がなくても定款の効力に影響はありませんが、法令上、定款に定めがなければその効力を生じない事項です。

- 会計監査人の設置（法第 36 条第 2 項）
- 評議員の任期の伸長（法第 41 条第 1 項）
- 補欠として選任された評議員の任期（法第 41 条第 2 項）
- 役員任期の短縮（法第 45 条）
- 評議員の決議事項（法第 45 条の 8 第 2 項）
- 評議員の議題（目的）提案の請求期間の短縮（法第 45 条の 8 第 4 項準用一般法第 184 条）
- 評議員の議題（目的）提案の再提出制限の決議事項（法第 45 条の 8 第 4 項準用一般法第 185 号・第 186 号第 2 項）
- 評議員の議案提案の請求期間の短縮（法第 45 条の 8 第 4 項準用一般法第 186 条第 1 項）
- 評議員議案提案の再提出制限の決議要件（法第 45 条の 8 第 4 項準用一般法第 186 条第 2 項）
- 評議員による評議員会招集による通知不発出期間の短縮（法第 45 条の 9 第 5 項第 2 号）
- 評議員会の決議定足数及び決議要件の加重（法第 45 条の 9 第 6 項）
- 評議員会の特別決議要件の加重（法第 45 条の 9 第 7 項）
- 評議員会の招集通知期間の短縮（法第 45 条の 8 第 4 項準用一般法第 186 条第 1 項・第 182 条）
- 理事会の招集権者（法第 45 条の 14 第 1 項）
- 理事会の決議定足数及び決議要件の加重（法第 45 条の 14 第 4 項）
- 理事会議事録の署名人（法第 45 条の 14 第 6 項）
- 理事会の招集通知期間の短縮（法第 45 条の 14 第 9 項準用一般法第 94 条第 1 項）
- 理事会の決議の省略（法第 45 条の 14 第 9 項準用一般法第 96 条）
- 理事長及び業務執行理事の職務執行報告の頻度（法第 45 条の 16 第 3 項）
- 理事の報酬等（法第 45 条の 16 第 4 項準用一般法第 89 条）
- 監事の報酬等（法第 45 条の 18 第 3 項準用一般法第 105 条）
- 理事会による理事等の損害賠償責任の一部免除（法第 45 条の 20 第 4 項準用一般法第 114 条第 1 項）

- 非業務執行理事等の責任限定契約（法第 45 条の 20 第 4 項準用一般法第 115 条第 1 項）
- 解散事由（法第 46 条第 1 項第 2 号）
- 清算人会の設置（法第 46 条の 5 第 2 項）
- 清算法人の監事の設置（法第 46 条の 5 第 2 項）
- 清算人（法第 46 条の 6 第 1 項第 2 号）
- 複数清算人の業務決定の要件（法第 46 条の 10 第 2 項）
- 清算人会の招集権者（法第 46 条の 18 第 1 項）
- 清算人会の招集通知期間の短縮（法第 46 条の 18 第 4 項準用一般法第 94 条第 1 項）
- 清算人会の決議定足数及び決議要件の加重（法第 46 条の 18 第 5 項準用一般法第 95 条第 1 項）
- 清算人会の決議の省略（法第 46 条の 18 第 5 項準用一般法第 96 条）

（3） 任意的記載事項

社会福祉法に規定がない、任意的記載事項には次のような事項があります。

- ① 基本財産に関する規定
- ② 事業計画の作成・承認・備置き
- ③ 収支予算書の作成・承認・備置き
- ④ 評議員会議長の選出
- ⑤ 運営協議会または会員
- ⑥ 職員

（4） 租税特別措置法第 40 条の運用

社会福祉法人が、租税特別措置法第 40 条の特例を受けるための国税庁長官の承認を得るためには、国税庁長官の審査要件を満たした定款を設け、それに伴って法人運営を行わなければなりません。

（全国社会福祉法人経営者協議会編 平成 29 年版社会福祉法人モデル規程参照）

第6節 社会福祉法人の役員等

(1) 法人の役員等に関する共通事項

法人を運営していくためには、評議員及び役員（理事・監事）を必ず置かなくてはなりません。

- ① 関係行政庁の職員が法人の評議員または役員となることは法第61条第1項に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えてください。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員の数分の5分の1を超えなければ認められます。（法第109条第5項）
- ② 実際に法人運営に参画できない者を、評議員または役員として名目的に選任することは適当ではありません。
- ② 次に掲げる者は、評議員または役員となることはできません。（法第40条第1項及び第44条第1項）
 - ア 法人
 - イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ウ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ ウに該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - オ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ④ 暴力団等の反社会勢力の者は、評議員または役員となることはできません。

(2) 評議員の選任要件等

- ① 評議員の数は、理事の員数を超える数としてください。定数は確定数とすることも「〇名以上〇名以内」とすることも可能です。
- ② 評議員は、役員または当該法人の職員を兼ねることはできません。
- ③ 評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款に定めるところにより選任する（法第39条）ことと規定されており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限

を受けるものではないこととされています。

- ④ 評議員のうち、各評議員について、その配偶者または3親等以内の親族、その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊な関係（注1）にある者が含まれてはいけません。なお、租税特別措置法第40条を適用される場合は、親族等特殊関係者の範囲が6親等以内の親族等となりますのでご注意ください。
- ⑤ 評議員の選任及び解任は、法人が定款で定める（法第31条第1項第5号）ことになっています。定款例では、法人に「評議員選任・解任委員会」を置き、評議員の選任・解任は、同委員会において行うとあります。
- ⑥ 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。（任期の起算日は、就任日ではなく選任日です。）

例：令和2年4月1日に選任された場合

任期：令和2年4月1日から令和5年度決算に係る定時評議員会の日まで

※ なお、定款の規定により4年を6年までに伸長することができます。

※注1 評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者

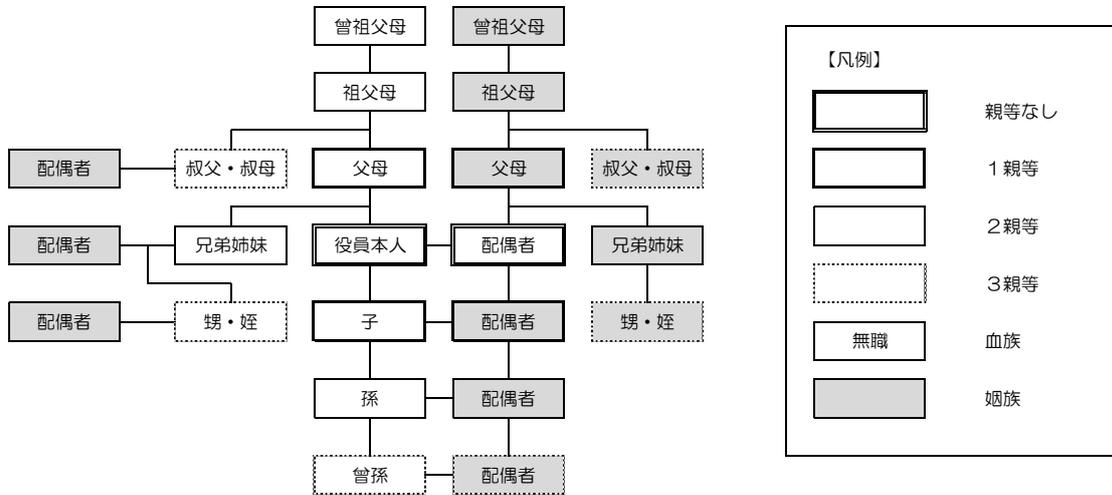
<抜粋>社会福祉法施行規則

第2条の8 法第40条第5項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 六 当該役員が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）
- 七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

【参考】

3親等以内の親族等



(3) 評議員会の開催

定時評議員会を、毎会計年度終了後、一定の時期に招集しなければなりません。一定の時期とは、所轄庁に届け出る計算種類の作成期限が会計年度（4月～翌年3月）終了後3か月以内とされているため、6月末日までとなります。

定時評議員会のほか、必要ある場合はいつでも評議員会を招集できます。

理事会の決議により評議員会の日時・場所、議題、議案の内容を決定した上で、原則として理事（通常は理事長）が招集権者として、評議員会を招集します。（電磁的方法により通知を発することはできますが、招集通知を省略することはできません。）

(4) 評議員会の決議

評議員会は、法令及び定款で定められた事項に限り決議することができます。

議決に加わることができる評議員（特別の利害関係のある評議員は議決に加わることができません。）の過半数が出席し、その過半数をもって議決（普通議決）します。

法律の規定する一定の議題については、議決に加わることの出来る評議員の現員数の3分の2以上の多数をもって議決（特別議決）しなければなりません。

議決権の行使については、書面等による議決や代理人による議決は認められません。ただし、議決に加わることの出来る評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時には、当該提案を可決することの評議員会の議決があったものとみなされます。（いわゆる「議決の省略」）

評議員会の要決議事項（法令で規定されているもの）

普通決議を要する事項	特別決議を要する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事・監事・会計監査人の選任 ・ 理事・会計監査人の解任 ・ 理事・監事の報酬 ・ 計算書類の承認 ・ 役員及び評議員報酬基準の承認及びその変更承認 ・ 社会福祉充実計画の承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の解任 ・ 理事等の責任の一部免除 ・ 定款の変更 ・ 解散 ・ 吸収合併により消滅又は存続する場合の吸収合併契約 ・ 新設合併により消滅する場合の新設合併契約

※ その他定款において任意の事項として規定することが考えられる事項（いずれも普通決議を要する）

例 1) 事業計画及び収支予算を評議員会承認事項とする場合

例 2) 評議員会運営規程を設ける場合

例 3) その他の諸規定の一部を評議員会決議事項とする場合

例 4) 施設の新設・大規模改修

(5) 評議員会議事録の記載事項

評議員会議事録に記載する必要がある事項は次のとおりです。（社会福祉法施行規則第2条の15第3項）

- ① 評議員会が開催された日時及び場所（テレビ会議等、当該場所に存しない理事、監事、会計監査人または評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する評議員があるときには、当該評議員の氏名
- ④ 監事や会計監査人（辞任した者を含む。）が、法律に基づく意見または発言をした時のその意見または発言の内容
- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事または会計監査人の氏名または名称
- ⑥ 評議員会の議長がいるときは、議長の氏名
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名（議事の提案を行った理事長が妥当）

【参考】 評議員会の議事録は、評議員会があった日から10年間主たる事務所に、5年間従たる事務所に据え置くことが定められています。（法第45条の11第2項）

(6) 理事の選任要件等

- ① 理事の定数は6人以上です。定数は確定数とすることも「6名以上〇名以内」とすることも可能です。(法第44条第3項)
- ② 理事は、評議員会の決議により選任・解任します。
- ③ 理事のうち1名を理事長としてください。また、理事長以外の理事のうち理事会の決議によって業務執行理事を選任することができます。
- ④ 理事には「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(注2)」「当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(注3)」「当該法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」を加えることとされています。(法第44条第4項)
- ⑤ 理事同士が、親族等特殊関係人に該当する場合は、人数の制限があります。(注4)特に他の法人の理事に就任している人同士が、そのまま今回設立する法人の理事に就任する場合は、特殊関係に当たるので人数制限に注意してください。
- ⑥ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。(任期の起算日は、就任日ではなく選任日です。)

例：令和2年4月1日に選任された場合

任期：令和2年4月1日から令和3年度決算に係る定時評議員会の日まで

※ なお、定款の規定により2年未満に短縮することができます。

※注2 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

- 社会福祉に関する教育を行う者
- 社会福祉に関する研究を行う者
- 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

※注3 当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

- 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体等の代表者等
- 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員、その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

※注4 理事のうち各理事と特殊の関係がある者

各理事について、その配偶者及び3親等以内の親族、その他各理事と厚生労働省で定める特殊な関係にある者が、3人を超えて含まれ、また、理事総数の3分の1を超えて含まれてはいけません。なお、租税特別措置法第40条を適用される場合は、親族等特殊関係者の範囲が6親等以内の親族等となりますのでご注意ください。

<抜粋>社会福祉法施行規則

第2条の10 法第44条第6項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）
- 七 第2条7第8号の掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の理事の総数の当該社会福祉法人の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）

（7） 理事会の開催

理事会は、社会福祉法人の業務執行に関する意思決定機関として位置づけられるとともに、理事の職務の執行の監督、理事長の選任・解任など、理事及び理事長に対して牽制機能を働かせます。

開催日や開催回数は特に法令上の既定はありませんが、理事長及び業務執行理事の職務執行報告回数は最低必要です。

事業計画・予算審議（3月）、事業報告・決算審議（6月）の時期及び補正予算の審議等、必要な時期に開催することが一般的です。

その他必要に応じて何回でも理事会を開催できます。

理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定

めた場合にあつては、その期間)前(中7日)までに、各理事及び各幹事に対してその通知を出さなければなりません。しかし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができます。(いわゆる「招集の省略」)

【参考】 理事長及び業務執行理事による理事会への職務執行報告

理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上(定款で、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上することが可能)自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければなりません。(法第46条の16第3項)

なお、理事長及び業務執行理事の職務の執行状況報告は省略できないため、実際に理事会を開催し、報告することが必要です。

(8) 理事会の決議

理事会は、法令で規定する事項、法令で理事に委任できないとする事項のほか、定款で理事会の決議を要すると規定した事項及び業務執行に関し理事会の承認を求めらるべきと判断される事項を決議事項とすることができます。

議決に加わることができる理事(特別の利害関係のある理事は議決に加わることができません。)の過半数が出席し、その過半数をもって決議します。

理事が理事会の決議の目的である事項(議題)を提案した場合、議決権の行使については、書面等による議決や代理人による議決は認められません。ただし、定款に理事会の決議の省略の規定があり、議決に加わることの出来る理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事が当該提案に異議を述べない場合には、当該提案を可決することの理事会の決議があったものとみなされます。(いわゆる「決議の省略」)

理事会の要決議事項(法令で規定されているもの)

- 理事長・業務執行理事の選任・解任
- 評議員会招集に係る事項
- 計算書類、事業報告、これらの付属明細書の承認
- 多額の借財
- 重要な役割を担う職員の選任・解任
- 従たる事業所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- 理事の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- 役員が社会福祉法人に対する損害賠償責任の一部免除

(9) 理事会議事録の記載事項

理事会議事録に記載する必要がある事項は次のとおりです。(社会福祉法施行規則第2条の17第3項)

- ① 理事会が開催された日時及び場所(テレビ会議等、当該場所に存しない理事、監事または会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- ② 理事や監事の請求等により理事会を開催した場合はその旨
※理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合は、記載不要。
- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する理事があるときには、当該理事の氏名
- ⑤ 次の意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
 - ・ 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - ・ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ・ 理事会で述べられた監事の意見
- ⑥ 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときには、理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
- ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名または名称
- ⑧ 理事会の議長がいるときは、議長の氏名

【参考】 理事会の議事録は、評議員会があった日から10年間主たる事務所に据え置くことが定められています。(法第45条の15第1項)

(10) 監事の選任要件等

- ① 監事の定数は2人以上です。定数は確定数とすることも「2名以上〇名以内」とすることも可能です。
- ② 監事は、評議員会の決議により選任・解任します。
なお、監事の選任に関する議案には、監事の過半数の同意が必要です。
- ③ 監事には「社会福祉事業について識見を有する者(注2)」「財産管理について識見を有する者(注5)」を加えることとされています。
- ④ 監事は他の役員と親族等特殊関係(注6)にあってはなりません。
- ⑤ 監事は、当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行うものであってはなりません。(例えば、監事の所属する事務所が法人の会計処理等を受託することはできません。)
- ⑥ 当該法人の理事、評議員、職員(非常勤職員等雇用形態問わず)との兼務は禁止です。

- ⑦ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。(任期の起算日は、就任日ではなく選任日です。)

例：令和5年4月1日に選任された場合

任期：令和5年4月1日から令和6年度決算に係る定時評議員会の日まで

※注5 財産管理について識見を有する者

- 弁護士
- 公認会計士
- 税理士
- 会社等の監査役及び経営責任者等

※注6 監事のうち各役員と特殊の関係がある者

<抜粋>社会福祉法施行規則

第2条の11 法第44条第7項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該役員の使用人
- 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 六 当該理事が役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）
- 七 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限り。）
- 八 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。）

※ 租税特別措置法第40条を適用される場合は、親族等特殊関係者の範囲が6親等以内の親族となりますのでご注意ください。

(11) 監事監査報告

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければなりません。

毎会計年度の計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）、及び事業報告並びにこれらの付属明細書、財産目録は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければなりません。

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査と、事業報告及びその付属明細書の監査について、それぞれの監査報告の内容及びその作成等の手順に関する規定が社会福祉法及び同法施行規則に設けられています。

なお、監査報告書は、毎会計年度終了後3か月以内（6月30日まで）に、所轄庁に提出する必要があります。

(12) 会計監査人の選任要件等

一定の事業規模を超える法人に対して、会計監査人による監査が義務付けられています。

ただし、しばらくの間、収益30億円を超える法人または負債60億円を超える法人に限られています。

- ① 会計監査人は、公認会計士または監査法人でなければなりません。
- ② 会計監査人は、評議員会の決議により選任します。(注7)
- ③ 当該社会福祉法人の役員、職員、評議員、委託を受けて記帳代行を行う公認会計士、継続的な報酬を受けて税理士業務を行う公認会計士またはその配偶者（役員、職員においては、過去1年以内に役員、職員であった者を含む。）

※注7 評議員会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容は、監事が決定します。

評議員会の決議は、決議に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。

第7節 社会福祉法人の会計

社会福祉法人は社会福祉法人会計基準に従い、「会計帳簿」「計算書類」「その付属明細書」「財産目録」を作成することとなっています。

毎会計年度終了後3か月以内に「計算書類」「その付属明細書」「財産目録」は理事会の承認を受け、このうち「計算書類」「財産目録」については、評議員会の承認を受けた後、「計算書類」「その付属明細書」「財産目録」については、所轄庁に提出しなければなりません。

また、法人の予算は、毎会計年度開始前に理事長において作成し、定款の定めるところにより、理事会の承認または理事会の決議を得て、評議員の承認を受けなければなりません。

法人の会計には、事業区分ごと（社会福祉事業、公益事業、収益事業）、拠点区分ごと（特別養護老人ホーム、保育所、障害者施設など）、サービス区分ごと（通所介護、短期入所、就労支援A型など）に区分設定がされています。

（1） 計算書類

社会福祉法人は、法人全体、事業区分別、拠点区分別に計算書類（資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表）を作成します。

社会福祉法人が作成する計算書類

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	備 考
法人全体	第一号第一様式 法人単位資金収支計算書	第二号第一様式 法人単位事業活動計算書	第三号第一様式 法人単位貸借対照表	
事業区分	〇〇第一号第二様式 資金収支内訳表	〇〇第二号第二様式 事業活動内訳表	〇〇第三号第二様式 貸借対照表内訳表	左記様式では事業区分間の内部取引消去を行う
事業区分 (拠点ごと)	◎第一号第三様式 事業区分資金収支内訳表	◎第二号第三様式 事業区分事業活動内訳表	◎第三号第三様式 事業区分貸借対照表内訳表	左記様式では拠点区分間の内部取引消去を行う
拠点区分	第一号第四様式 拠点区分資金収支計算書	第二号第四様式 拠点区分事業活動計算書	第三号第四様式 拠点区分貸借対照表	
サービス区分	★拠点区分資金収支 明細書（別紙3⑩） （介護保険・障害福祉サー ビス等の場合省略できる）	★拠点区分資金収支 明細書（別紙3⑪） （保育所・措置施設等の場 合省略できる）		別紙3⑩ではサービス区分間の内部取引消去を行う

1 〇印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。

2 ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。

3、★印の様式は、付属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の種類に応じて1つを省略できる。なお、サービス区分が1つの法人の場合どちらも省略できる。

(2) その他の書類

計算書類を補完するものとして、付属明細書、計算書類の注記、財産目録を作成します。

① 付属明細書

該当する事由がない場合は、当該付属明細書の作成を省略できます。

ア 全事業に係る付属明細書

- ・借入金明細書（別紙3①）
- ・寄附金収益明細書（別紙3②）
- ・補助金事業等収益明細書（別紙3③）
- ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書（別紙3④）
- ・事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書（別紙3⑤）
- ・基本金明細書（別紙3⑥）
- ・国庫補助金等特別積立金明細書（別紙3⑦）
- ・基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（別紙3⑧）
- ・引当金明細書（別紙3⑨）
- ・拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）
- ・拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
- ・積立金・積立資産明細書（別紙3⑫）
- ・サービス区分間繰入金明細書（別紙3⑬）
- ・サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書（別紙3⑭）

イ 就労支援事業等に係る付属明細書

- ・就労支援事業別事業活動明細書（別紙3⑮）
- ・就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）（別紙3⑮-2）
- ・就労支援事業製造原価明細書（別紙3⑯）
- ・就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）（別紙3⑯-2）
- ・就労支援事業販管費明細書（別紙3⑰）
- ・就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）（別紙3⑰-2）
- ・就労支援事業明細書（別紙3⑱）
- ・就労支援事業明細書（別紙3⑱-2）（注1）
- ・授産事業費用明細書（別紙3⑲）

(注1) サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高から5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合、別紙3(⑩-2)と別紙3(⑪-2)を合算して別紙3(⑫-2)を作成します。

② 計算書類の注記

注記は法人全体及び各拠点区分で作成します。

- 一 継続事業の前提に関する注記★
- 二 重要な会計方針
- 三 重要な会計方針の変更
- 四 法人で採用する退職給付制度
- 五 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
- 六 基本財産の増減の内容及び金額
- 七 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
- 八 担保に供している資産
- 九 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
- 十 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
- 十一 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
- 十二 関連当事者との取引の内容★
- 十三 重要な偶発債務★
- 十四 重要な後発事象
- 十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要★
- 十六 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

※ 「★」については、拠点区分の注記では、記載をしない。

③ 財産目録

財産目録は、法人全体の当該会計年度末現在における資産及び負債について、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものです。

その様式は、「局長通知別紙4」として定められています。

(3) 勘定科目

社会福祉法人会計基準においては、資金収支計算、事業活動計算、資産、負債及び純資産の内容を明確に記録するため、勘定科目が「基準別表第1～第3」に次のとおり定められています。

「基準別表第1」資金収支計算書勘定科目

「基準別表第2」事業活動計算書勘定科目

「基準別表第3」貸借対照表勘定科目

さらに、「課長通知別添3－勘定科目説明」において、勘定科目とその内容が詳細に説明されています。

勘定科目は、原則として、大区分、中区分、小区分に区分されますが、計算書類様式によってその計上すべき勘定科目の記載区分が規定されています。

《勘定科目の取扱い》

計算書類等		勘定科目の取扱い		
様式番号	名称	記載区分	省略	追加・修正
第1号第1様式	法人単位資金収支計算書	大区分のみ	必要のない勘定科目 (大区分)は省略可	不可
第2様式	資金収支内訳書			
第3様式	事業区分資金収支内訳書			
第2号第1様式	法人単位事業活動計算書			
第2様式	事業活動内訳書			
第3様式	事業区分事業活動内訳書			
第1号第4様式	拠点区分資金収支計算書	小区分のみ	必要のない勘定科目 は省略可(大区分・中区分・小区分それぞれについて省略可)	(勘定科目の中区分)
第2号第4様式	拠点区分事業活動計算書			やむを得ない場合、勘定科目を追加可
別紙3⑩	拠点区分資金収支明細書			(勘定科目の小区分)
別紙3⑪	拠点区分事業活動明細書			適当な勘定科目を追加可
第3号第1様式	法人単位貸借対照表	中区分のみ	必要のない中区分の勘定科目は省略可 (大区分の勘定科目は省略不可)	なお、小区分をさらに区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができる
第2様式	貸借対照表内訳表			
第3様式	事業区分貸借対照表内訳表			
第4様式	拠点区分貸借対照表			

追加・修正が不可とされていても、大区分科目として「(何)事業収益(収入)」「(何)収益(収入)」「(何)費用(支出)」が設定されているため、それらの「(何)」について適当な名称を付した勘定科目を作成することは可能である。また、資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表のそれぞれの区分ごとに「その他」科目は設けているので、事実上はどのような取引についても大区分科目が選択できないという事態は発生しないものと思われる。

(4) 減価償却

有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日において、毎期一定の方法による償却計算が要請されています。

① 減価償却の対象

耐用年数が1年以上かつ使用または時の経過により価値が減ずる有形・無形固定資産が対象になります。ただし、前述のうち取得価格が少額のものには減価償却の対象から除くこととされています。具体的には減価償却は耐用年数が1年以上、かつ原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とします。なお、土地など減価が生じない資産（非償却資産）については、減価償却を行うことができないものとされています。

② 減価償却の方法

減価償却の方法には、毎年一定額を減少させる定額法
毎年一定割合を減少させる定率法 があります。
どちらにするかは、法人の経理規程で定めます。

(5) 国庫補助金等特別積立金

① 国庫補助金等特別積立金の積立

国庫補助金等特別積立金には、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等と同額を計上します。（基準第6条第2項）

《国庫補助金等特別積立金の範囲》

ア 施設及び設備の整備のための受領

- ・整備費補助金・・・施設・設備整備時にその財源として受領する国庫補助金等
- ・借入金元金償還補助金
・・・施設・設備整備に伴って借入れした設備資金借入金の元金

イ 国・地方公共団体等から受領した補助金・助成金及び交付金等

- ・国・地方公共団体等から受領した補助金・助成金及び交付金等
・・・「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられていることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいいます。

- ・地方公共団体から無償または低廉な価格により譲り受けた土地や建物等の評価額（または評価差額）
 - ・・・このようなケースは寄付金としてではなく、国庫補助金等として扱われます。（課長通知 14(1)ア）
- ・民間公益補助事業による助成金等
 - ・・・公益を目的として、社会福祉法人を含む一般に広く公募されている助成金を想定しています。
- ・共同募金会から受ける配分金
 - ・・・施設整備及び設備整備目的で共同募金会から受ける受信者指定寄付金以外の配分金も国庫補助金等を含むものとされています。

② 国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上します。

(6) 引当金

引当金の要件として、次の4点が挙げられます。

- ・将来の特定の費用または損失
- ・その発生が当該会計年度以前の事象に起因
- ・発生の可能性が高い
- ・その金額を合理的に見積もることができる

① 引当金の種類

- ア 徴収不能引当金・・・毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を計上する
- イ 賞与引当金・・・毎月の給与の他に賞与を支給する場合において、翌年度に支給する職員賞与のうち、支給対象期間が当該年度に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する
- ウ 退職給与引当金・・・将来発生する退職給付額と積み立てた年金資産の差額等を計算書類に計上する。
- エ 役員退職慰労引当金・・・役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給する場合に計上する。

② 引当金の表示区分

引当金の種類	表示区分
徴収不能引当金	当該金銭債権が流動資産であれば流動資産の控除項目、固定資産であれば固定資産の控除項目となる
賞与引当金	流動負債（通常 1 年以内に使用される見込みのため）
退職給付引当金	固定負債（通常 1 年を超えて使用される見込みのため）
役員退職慰労引当金	固定負債（通常 1 年を超えて使用される見込みのため）

（7） 積立金と積立資産

「積立金」の計上は、事業活動から生じた余剰金を一定の目的のために積立という形で留保したものとイえます。ただ、その積立目的を実効性のあるものとするためには、将来のその目的に充てるための「資産」の留保が伴っている必要があります。そこで、「積立金」を計上する際は同額の「積立資産」を積み立てること。また「積立金」に対応する「積立資産」を取崩す場合には、当該「積立金」を同額取崩すこととなります。

※「退職給付引当金」については、同額の「退職給付引当資産」を計上してください。

（8） 措置費の弾力運用

介護保険の報酬や障害者自立支援の給付費と異なり、養護老人ホームや、児童養護施設等については、行政による措置入所であり、その運営に係る費用の取扱いについては、資金の用途等が制限されています。しかし、良好な運営が保たれている法人には、運営費（措置費）の用途について、弾力的な運用ができるようになってきています。

【参照】「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（H16,3,12 雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号）
（局長通知）

① 措置費等支弁対象施設

- ア 生活保護法による保護施設
- イ 身体障害者福祉法による視聴覚障害者情報提供施設
- ウ 老人福祉法による養護老人ホーム
- エ 児童福祉法による児童福祉施設

② 運営費の弾力運用が認められる要件

- ア 適正な法人運営が確保されていると認められること。
- イ 適正な施設運営が確保されていると認められること。特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。
- ウ 「社会福祉法人会計基準」に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。
- エ 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置し、苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。または、第三者評価を受信しその結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。

③ 前期末支払資金残高の取扱い

前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料金等通常経費の不足分を補てんでできるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充てることができる。

- ア 法人本部の運営に要する経費
- イ 同一法人が経営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費
- ウ 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費

なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有となるようにします。

④ 弾力的運用の一部制限

上記②エについてのみ要件を満たさない法人については、利用者保護に係る取組みが不十分なことから「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（課長通知）問5のとおり一部制限がかけられます。

(9) 保育所運営費の経理

保育所の委託費は原則、人件費（保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費）、管理費（物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費）、事務費（保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費）として支弁されます。児童福祉法第24条第1項に由来する委託費に

については「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（H27,9,30 局長通知）の通知（以下「保育所経理等通知」）により、適切な施設運営が確保されていることを前提に弾力運用が認められています。

① 弾力運用の前提条件【保育所経理通知 1】

- ア 適正な施設運営の確保
- イ 保育対策等推進事業等の実施
- ウ 「社会福祉法人会計基準」に基づく計算書類等を保育所に備え付け閲覧に供すること。
- エ 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置し、苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。または、第三者評価を受信しその結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。
- オ 処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件を含む。）のいずれも満たしていること。

② 前期末支払資金残高の取扱い

- ア 前期末支払資金残高の取崩しについては、あらかじめ所轄庁へ事前協議の上で、以下の経費に充てることができます。
 - ・ 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填
 - ・ 建物の修繕、模様替え等
 - ・ 建物付属設備の更新
 - ・ 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備
 - ・ 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等
 - ・ 登所バス等の購入、修理等（登所バス以外の行事を目的とした車の購入については、別途要件有（保育所経理等運用通知・問 19））
- イ 自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の 3%以下である場合は事前の協議を省略することができます。

ウ 翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有となるようにします。

(10) 小口現金

どうしても現金で支払う必要がある物品購入等で、予め資金を手元に置いておく(資金前渡)現金のことを言います。

現金を、多額で保管することは、管理上も望ましくありませんので、経理規程に限度額を定めておきます。

(11) 寄附金

寄附(現金=寄附金、現物=寄附物品)はもらうだけでなく、会計処理が必要になります。受領に当たっては、理事長の承認が必要です。基本財産(増築等)の取得に係る寄附金は基本金への組入れも必要です。

寄附金・基本物品の類型

内容		勘定科目(C/F)	勘定科目(P/L)	備考
寄附金	経常経費に対するもの	経常経費寄附金収入	経常経費寄附金収益	
	施設創設、増築等のための基本財産等の取得に充てるもの	施設整備等寄付金収入	施設整備等寄附金収益	1号基本金に組入れ
	施設創設、増築等の運転資金に充てるもの			3号基本金に組入れ
	施設創設、増築等のための基本財産等の取得に係る借入金元金償還に対するもの	設備資金借入金元金償還寄附収入	設備資金借入金元金償還寄附金収益	2号基本金に組入れ
	長期運営資金に係る借入金元金償還に対するもの	正味運営資金借入金元金償還寄付金収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	
寄附物品 (※)	1件10万円未満相当	経常経費寄付金収入	経常経費寄付金収益	
	1件10万円以上相当	(C/F仕訳なし)	固定資産受贈額	

※ 飲食物、即日消費されるようなものは、寄附物品としては扱わない。

(12) 内部取引

社会福祉法人が有する異なる事業区分間の取引、同一事業区分間の拠点区分間の取引、同一拠点区分内のサービス区分間の取引において資金の移動があった場合に、計算書内で相殺処理をすることを、内部取引といいます。

内部取引の種類とその取扱い

区分	取引内容	相殺消去する計算書類等	勘定科目
事業区分間	内部取引	資金収支内訳表	事業区分間繰入金収入・支出 事業区分間長期借入金収入・貸付金支出 事業区分間長期貸付金回収収入・借入金返済支出
		事業活動内訳表	事業区分間繰入金収益・費用 事業区分間固定資産移管収益・費用
	内部貸借取引	貸借対照表内訳表	事業区分間貸付金・借入金 1年以内回収(返済)予定事業区分間長期貸付金・借入金 事業区分間長期貸付金・借入金
拠点区分間	内部取引	事業区分資金収支内訳表	拠点区分間繰入金収入・支出 拠点区分間長期借入金収入・貸付金支出 拠点区分間長期貸付金回収収入・借入金返済支出
		事業区分事業活動内訳表	拠点区分間繰入金収益・費用 拠点区分間固定資産移管収益・費用
	内部貸借取引	事業区分貸借対照表	拠点区分間貸付金・借入金 1年以内回収(返済)予定拠点区分間長期貸付金・借入金 拠点区分間長期貸付金・借入金
サービス区分間	内部取引	拠点区分資金収支明細書	サービス区分間繰入金収入・支出

(13) 会計責任者

会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、または理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるとされています。

(課長通知1(2))

なお、会計責任者と出納職員の兼務を避け、内部統制に配慮した業務分担を行うこととなっています。(23年Q&A問17)

第8節 社会福祉充実計画

(1) 社会福祉充実計画について

社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、「社会福祉法人財産」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定するものです。

社会福祉充実計画は、社会福祉法人が自主的に判断し、作成することとなりますが、所轄庁は事業区域の需要及び供給に照らして、適切ではない点がないか（著しく合理性を欠くものではないか）といった観点から審査承認を行います。

(2) 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の種類

社会福祉充実計画に位置付けるべき事業は、以下の順にその実施について検討し、行う事業を記載します。（「事務処理基準（別紙1－参考①）5. ⑥」）

- ① 社会福祉事業または法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業（単なる現状復旧のための修繕、補修などは認められない。）
- ② 地域公益事業（日常生活または社会生活上の支援を必要とする住民に対して、無料または低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）
- ③ 公益事業のうち、①及び②に掲げる事業以外のもの

(3) 社会福祉充実計画の実施期間等

計画は、原則として5年間の範囲で毎年度の社会福祉充実財産の全額について、一または複数の社会福祉充実事業を実施するための内容となっていないとはなりません。

ただし、5年間で計画を終了することが困難な時に限って、合理的な理由がある場合には、その理由を計画上に明記した上で、計画期間を最長10年間まで延長することが出来ます。

【合理的な理由とは】

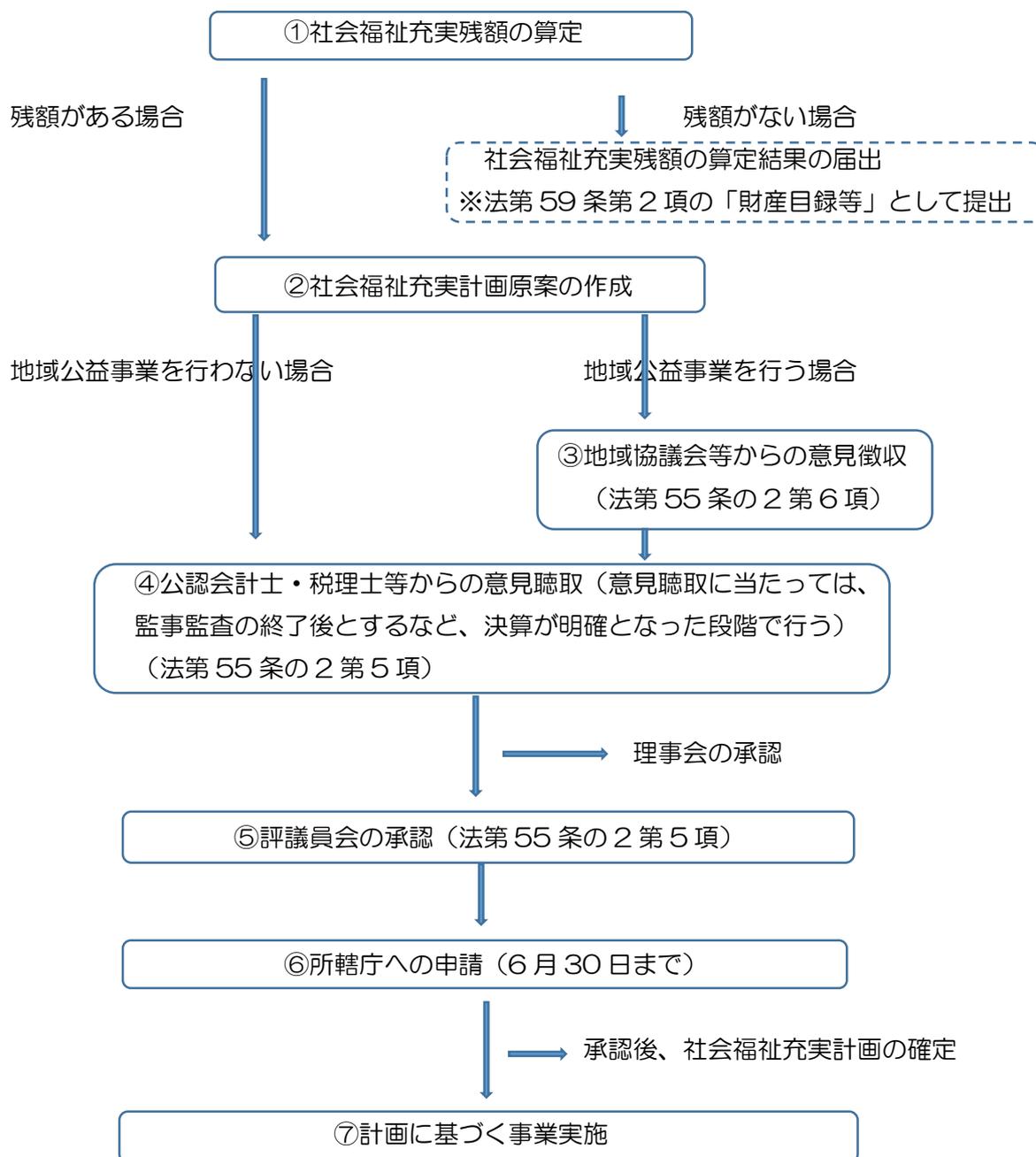
- ① 社会福祉充実残額の規模からして、5か年度の計画実施期間内に費消することが合理的ではない場合
- ② 5か年度の計画実施期間経過後に事業拡大や既存建物の建替を行う

など、5 か年の計画実施期間経過後に社会福祉充実残額の用途につき、明確な事業計画が定まっている場合

※ 計画の実施機関の範囲で事業の始期（所轄庁による計画の承認日以降に限る。）や終期、実施期間、各年度の事業費は、法人の任意で設定することが出来ます。

（４） 社会福祉充実計画の作成手続き

社会福祉充実計画は、原則として次の流れに沿って策定します。



(5) 社会福祉充実計画の変更

社会福祉充実計画上、社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合は、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として社会福祉充実計画の変更を行うことになっています。

計画の記載内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、所轄庁の承認が必要となります。また、軽微な変更を行う場合は、所轄庁への届出が必要です。

なお、軽微な変更を行う場合とは、各法人における事務手続きが円滑になるよう、計画に位置付けられる事業内容に大幅な変更を及ぼさないことを前提に、以下のようになります。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容関連	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業を追加する場合 既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施地域関連	<ul style="list-style-type: none"> 市町村域を超えて事業実施値域の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施期間関連	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施年度の変更を行う場合 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実残額関連	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		<ul style="list-style-type: none"> 法人名、法人代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

また、実際上の社会福祉充実残が、計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合も、計画の変更手続きが必要とされています。（「200%基準」）

「200%基準」と「20%基準」の相違

	規程箇所	基準の使用場面	基準対象となる増減割合	規程内容
200%基準	Q&A(vol, 3) 問 71	充実計画変更の 要否判断	充実残額の計画策定時の 見込みからの増加割合 (増加時のみ)	200%以上の増加 ・計画変更必要 減少若しくは200%未満の増加 ・計画変更不用(任意)
20%基準	事務処理基準 10	充実計画の変更 の 手続判断 (承認か届出か)	・充実計画上の事業費の 増減割合 ・事業費の変更に併せた 事業計画上の充実残額 の増減割合	20%超の増減 ・変更「承認」手続 20%以内の増減 ・変更「届出」手続

(6) 社会福祉充実計画の終了（法第55条の4）（規則第6条の21）

社会福祉充実計画の実施期間中に、やむを得ない事由により当該計画に従って事業を行うことが困難な場合には、あらかじめ所轄庁の承認を受けて社会福祉充実計画を終了することができます。

この場合のやむを得ない事由とは

- ① 社会福祉充実に係る事業費が見込みを上回る事等により、社会福祉充実残額が生じなくなることが明らかな場合
- ② 地域の福祉ニーズの減少など、状況の変化により、社会福祉充実に係る事業の実施の目的を達成し、または事業の継続が困難となった場合

(7) 社会福祉充実残額の算定式

社会福祉充実残額は、次の計算式により算定します。

(計算式)

社会福祉充実残額＝①「活用可能な財産」－（②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」＋③「再取得に必要な財産」＋④「必要な運転資金」）

- ① 活用可能な財産＝資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金
- ② 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等＝財産目録により特定した事業対象不動産に係る貸借対照表価額の合計額－対応基本金－国庫補助金等特別積立金－対応負債

- ③ **再取得に必要な財産**＝【ア 将来の建替に必要な費用（建物に係る減価償却累計額×建設単価等上昇率）×一般的な自己資金比率（%）】
＋【イ 建替までの間大規模改修に必要な費用（建物に係る減価償却累計額×一般的な大規模修繕費用割合（%））－過去の大規模修繕に係る実績額（過去の大規模改修に係る実績額が不明な法人の特例あり）】
＋【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用（減価償却の対象となる建物以外の固定資産（②において財産目録で特定したものに限る。）に係る減価償却累計額の合計額】
- ④ **必要な運転資金**＝年間事業活動支出の3月分（控除しない特例あり）
くわしい内容は、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」参照

（8） その他

① 社会福祉充実計画等の公表

社会福祉充実計画を策定または変更し、所轄庁にその承認を受け、または届出を行った場合、法人のホームページにおいて、直近の社会福祉充実計画を公表することとなっています。

また、社会福祉充実計画に記載した社会福祉充実事業については、毎年度、法人のホームページ等において公表に努めることとなっています。

② 社会福祉充実計画の保存

社会福祉充実計画は、法人において、計画の実施期間満了の日から10年間保存しておくこととなっています。

③ 翌年度以降の届出

承認された社会福祉充実計画においては、社会福祉充実残額を算定し、その結果（社会福祉充実残額算定シート）を計算書類等とともに、6月末までに所轄庁あてに届け出ることで足りります。（Q&A(vol.3)問80）